

一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会
自立支援介護講師更新についての留意事項

一般社団法人日本自立支援介護・パワーリハ学会が定めた、「自立支援介護講師認定事業運営規程」第7条に定めた更新制度についての、留意事項について説明します。

自立支援介護講師に求められる必要な知識・技術等のレベルを担保するためには、継続的な知識の習得が必要です。それを達成するためにこのような制度を設けました。

1. 更新の方法について

学会の認定を受けた自立支援介護講師は、認定を受けてから5年目の更新期間までに、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて学会認定自立支援介護講師を呼称することはできません。

- 2) 更新期間までに、学会が指定した主催・共催の学術大会をはじめ、研修・教育や企画等に参加して必要なポイントを取得することが必要です。
- 3) 更新に必要なポイントの合計は20ポイント以上となり、参加した大会等のポイント数の内訳については、附則をご参照ください。
- 4) ただし、3)におけるポイントの合計のうち、日本自立支援介護・パワーリハ学術大会参加のポイントは12ポイント以上必要とします。
- 5) 更新の申請期間は、更新年度の9月1日より、同年11月30日までの期間とします。
- 6) 更新をする者は、別紙様式5および6に必要な事項を記入し、電子メールにて申請してください。
※メールアドレス：jiritsu@jsfrc-powerreha.com
- 7) 申請時、認定更新手数料を振り込んでいただきます。振り込みが確認できなければ更新はできません。手数料は、5,000円です。

2. 更新の審査について

申請された書類は、「認定試験審査会」が精査し、更新の可否について決定、申請者に通知します。

3. その他留意事項について

更新を行う者が学会の会員で無くなったときは、その時点において自立支援介護講師の認定は喪失し、更新も行うことはできません。

- 2) 本学会に対し、公序良俗に反する行為があった認定者は、認定審査会の審議、そして学会の決定を経て認定の停止等の処分を行います。また、処分による資格停止期間中は研修ポイント位の履修や認定更新は行うことができませんので、ご留意願います。

附則

1) 更新ポイントの内訳は以下の通りとする。

参加した内容	ポイント
1) 学会からの依頼による座長、シンポジスト等	
・ 学術大会の座長・特別講演・シンポジスト等	8pt/回
・ あんしん塾の座長・特別講演・シンポジスト等	4pt/回
2) 一般演題発表	
・ 学術大会での一般演題発表（筆頭者のみ）	6pt/回
・ あんしん塾での一般演題発表（筆頭者のみ）	3pt/回
3) 学術誌投稿（研究報告・原著論文）（筆頭者のみ）	8pt/回
4) 自立支援介護に関するセミナー参加	
・ 日本自立支援介護・パワーリハ学術大会	4pt/回
・ あんしん塾全国大会	2pt/回
・ その他、学会が主催する資質向上セミナー	2pt/回
5) 自立支援介護に関わる研修講師・助言者	
・ 自立支援介護 Web 研修会	2pt/回
・ 介護力向上講習会	2pt/回
・ 自立支援介護士養成セミナー	2pt/回
・ あんしん塾	2pt/回

2) 第7条（更新制度）については、令和4年度までに認定された自立支援介護講師にも適用する。

②令和4年度までに認定された自立支援介護講師については、一律に令和9年度に更新するものとする。なお、申請期間は令和9年9月1日より令和9年11月30日までとする。

③令和4年度までに認定された自立支援介護講師については、下記のセミナーは更新ポイントとして申請することを認める。

(1)令和3年10月17日に実施した認定試験時に開催したセミナー

(2)令和4年8月2日に開催した資質向上セミナー

※(1)、(2)共に2ポイント